

平成26年6月23日

東北森林管理局

海岸防災林復旧工事において林地開発等無許可で採取された土砂が
使用されたことに対する再発防止対策について

東北森林管理局仙台森林管理署で発注した海岸防災林復旧工事（以下、「復旧工事」という。）において、今般、盛土に使用している土砂の一部が、森林法に基づく林地開発許可及び採石法に基づく採取計画の認可を得ずに採取され、供給されていたものであることが判明しました。

東北森林管理局としては、当該土砂採取場からの土砂の搬入を中止するとともに、このような事態の再発防止を徹底するため、平成26年6月23日から下記対策を講じることとし、現在施工中の工事についても同様の取り扱いをすることとしています。

記

- 1 復旧工事に使用する土砂について、森林等の開発行為によって供給されるもの、建設副産物や災害廃棄物由来の再生資材などその出所を明確にするとともに、森林等の開発行為によって得られる土砂を使用する場合には、その採取箇所に係る関係法令の許認可書（採石法第33条による採取計画の認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）の写しを添付して提出することを特記仕様書に記載し、工事受注者から発注者への提出を義務づけます。
- 2 工事受注者から提出された土砂採取箇所に係る許認可書の写しをもとに、発注者として確認等を実施します。

なお、再発防止に向けて、宮城県等関係機関とも連携しながら、今後とも適切に対処していくこととしています。

【問い合わせ先】

東北森林管理局計画保全部

治山課 岸 功規

T E L 018-836-2250